# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	予防接種の実施等に関する事務(高齢者に関するもの)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託先との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

## 評価実施機関名

さつま町長

### 公表日

令和5年6月29日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	予防接種実施に関する事務(高齢者に関するもの)					
②事務の概要	予防接種法の規定及び条例に基づき,予防接種情報の管理,統計報告資料の作成,データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは,以下の事務で使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種予診票の発行 ③予防接種資格者台帳の照会 ④予防接種に係る実費徴収に関する事務 ⑤予防接種による被害者救済に関する事務					
③システムの名称	健康管理システム,団体内統合宛名システム,中間サーバー					
。 (社会体 1 株物 - 1 / ) な						

#### 2. 特定個人情報ファイル名

予防接種対象者ファイル, 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- 1. 番号法
  - •第9条第1項
  - ・別表第一の10の項
- 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令
  - •第10条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号表別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種」が含まれる項(16の2, 17, 18, 19の項)(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課			
②所属長の役職名	保健福祉課長			

#### 6. 他の評価実施機関

\_

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 さつま町役場 保健福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 さつま町役場 保健福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年6月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		15年6月1日 時点				
3. 重大事	蚊						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[    基礎	項目評価書	]		1)	<ul><li>(選択肢&gt;)</li><li>(基礎項目評価書表で)</li><li>(基礎項目評価書及で)</li><li>(基礎項目評価書及で)</li></ul>	「重点項目評価書 「全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<b>施機関については</b>	、それぞれ重り	点項目評価						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分	}である	]	1) 2)	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>) 特に力を入れている</li><li>) 十分である</li><li>) 課題が残されている</li></ul>				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ +%	うである	]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +%	うである	]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				0 ]	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	1)	(選択肢> ) 特に力を入れている ) 十分である ) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	k (委託や情報提	供ネットワーク	システムを	通じた提供を除	₹ <b>८.</b> ) [ O	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) : ) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			[ ]接続し	ない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +9	}である	]	1) 2) 3)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である ) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か		うである	]	1)	(選択肢>) ) 特に力を入れている ) 十分である ) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ +9	}である	]	1) 2)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である ) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点	検	[ ] [	内部監査	[ ] 外部監	査			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に	行っている	]	1) 2)	(選択肢> ) 特に力を入れて行っ ) 十分に行っている ) 十分に行っていない	ている			

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I-5 ②所属長	四位 良和	櫻 伸一	事後	人事異動による
平成30年9月1日	T =5	保健福祉課長 櫻 伸一	保健福祉課長	事後	様式変更に伴う変更
平成30年9月1日		平成29年9月1日	平成30年9月1日	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	取扱者数	平成29年9月1日	平成30年9月1日	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	対象人数	平成30年9月1日	令和1年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	取扱者数	平成30年9月1日	令和1年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	Ⅳ リスク対策	-	リスク対策の評価を実施	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月29日	対象人数	令和1年9月1日	令和2年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和2年6月29日	取扱者数	令和1年9月1日	令和2年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	対象人数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	取扱者数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号 法の改正に伴う変更
令和4年6月29日	対象人数	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	取扱者数	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	対象人数	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	取扱者数	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	評価の見直しによる